



全国安全週間

630活動とは

- 6月30日を安全の起点とし、毎月30日に
“安全活動が続いているか”を
確かめるための取り組みです。



労働災害
アンダー1000を
目指して
毎月チェック！



- ☐ チェック1 安全衛生管理体制は整っていますか？
▶ 異動や増員などで体制に変更(補充)など
- ☐ チェック2 行動災害(転倒、腰痛)予防対策は実施されていますか？
▶ ヒヤリハットの分析も含めたリスクアセスメントの実施など
- ☐ チェック3 業種に応じた重点事項対策を行っていますか？
▶ 製造業(はさまれ巻き込まれ防止)
▶ 建設業(墜落転落防止)
▶ 陸上貨物運送業(荷役作業に関連する災害防止)
- ☐ チェック4 エイジフレンドリー指針による職場改善を行っていますか？
▶ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ☐ チェック5 安全衛生教育は実施されていますか？
▶ 期間内に新規雇い入れ、作業内容の変更があった者など



2月は月末にチェック！



年末年始無災害運動



全国労働衛生週間

よりよい安全衛生活動を！ 神奈川労働局 厚木労働基準監督署

▶職場の安全衛生総点検（毎年6月30日にチェック！）

点検を行う際には下記チェック項目が整備されているか確認しましょう！

チェック1 労働者の転倒を防止するための対策に取り組んでいますか。	チェック8 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組んでいますか。
チェック2 正社員以外の労働者(パートやアルバイトなど)への安全衛生教育を実施していますか。	チェック9 リスクアセスメントの結果を踏まえて行う「リスク低減措置」を行っていますか。
チェック3（社会福祉施設等の事業場の方） 介護・看護作業においてノーリフトケアを導入していますか。	チェック10 機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組んでいますか。
チェック4 「エイジフレンドリー指針」に基づいた高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいますか。	チェック11 メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。
チェック5 外国人労働者に母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、分かりやすい方法で安全衛生教育を実施していますか。	チェック12 事業場で使用している化学物質のうち、危険性又は有害性のあるものについて、ラベル・SDSの活用していますか。
チェック6 貴事業場内で原材料や商品等を納入・搬出する運送業者がいる場合、「陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主としての労働災害防止対策に取り組んでいますか。	チェック13 事業場で使用している化学物質のうち、危険性又は有害性のあるものについて、リスクアセスメントを実施していますか。
チェック7 「陸上貨物運送事業における荷役災害の安全対策ガイドライン」に基づいた、労働災害防止対策に取り組んでいますか。	チェック14 屋外作業や暑熱又は多湿の屋内作業を行う際、熱中症災害防止対策のために、暑さ指数(WBGT)を把握していますか。

6月30日に点検した上記項目の内容が整備されているか、適正に運用されているか、継続的に確認しましょう！（できれば毎月30日！）

取り組みが、検討または準備中の場合には速やかに実施へつなげましょう！

また、実施の予定や計画がない場合には、事業場内で取り組みに向けた検討をはじめましょう！

第14次労働災害防止推進計画（神奈川計画）のアンケートについて

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>



労働災害ゼロの日

神奈川労働局では、第14次労働災害防止推進計画（神奈川計画）に関するアンケートへのご協力をお願いしています。このアンケート項目に沿って取り組み状況を確認することは、「職場の安全衛生総点検」と同様の効果が期待できます。積極的な確認と回答へのご協力をお願いいたします。

